

特定生産緑地制度のよくある質問とその回答（FAQ:2019年4月現在）

番号	分類	要点	質問内容	回答（市川市）	担当部署
1	特定 生産緑地	指定	新しく生産緑地地区に決定された場合、決定から30年経過する生産緑地を特定生産緑地として指定を受けることは可能でしょうか。	可能です。 ただ、特定生産緑地の指定手続きそのものは、30年経過「前」に行う必要があります。	公園緑地課
2	特定 生産緑地	指定	複数人が集まって生産緑地地区の指定を受けています。自分が所有する生産緑地は接道していませんが、特定生産緑地の指定を受けることは可能でしょうか。	特定生産緑地の指定においては、接道要件はありません。特定生産緑地指定後は、更に10年間営農してもらう必要があるため、隣接する生産緑地の所有者と事前に調整を図っていただくようお願いします。	公園緑地課
3	特定 生産緑地	指定	小作人からの同意が受けられない場合は、特定生産緑地への移行はできないということでしょうか。	登記された永小作権については、特定生産緑地の指定にあたり永小作権者からの同意取得が必要となります。	公園緑地課
4	特定 生産緑地	指定	農地等利害関係人の同意取得を市で行うことがあると聞きましたが、どういった場合に行ってくれるのでしょうか。	市が一括して行うのは、相続税納税猶予の対象地に税務署が設定した抵当権に関する同意取付けのことです。 なお、相続税納税猶予の継続届出は、各々やっていただく必要がありますご注意ください。	公園緑地課
5	特定 生産緑地	指定	生産緑地の一部を対象に特定生産緑地の指定を受けようと検討しています。一部指定を受けるには分筆手続きが必要と聞きましたが、経費の補助はあるのでしょうか。	生産緑地の一部を特定生産緑地に指定する場合、分筆登記を行っていただく必要があります。 分筆登記を行うにあたり、市からの経費補助はございませんので、よくご検討ください。	公園緑地課
6	特定 生産緑地	申出時期	指定申出の受付期間は約1か月とのことですが、これは毎年度行うのでしょうか。	1992（平成4）年都市計画決定分については、2021年度まで毎年、指定申出の受付を行います。 予定では、2021年度の5月頃を受付期間の最終締切としています。	公園緑地課
7	特定 生産緑地	申出時期	1992年以降に生産緑地として指定を受けた農地は2021年5月頃の指定申出受付期間迄にまとめて申出することは可能でしょうか。	可能です。 市では、1998（平成10）年度迄に決定された生産緑地について、その特定生産緑地の指定申出をまとめて受付する予定です。	公園緑地課

特定生産緑地制度のよくある質問とその回答（FAQ:2019年4月現在）

番号	分類	要点	質問内容	回答（市川市）	担当部署
8	特定 生産緑地	税関係	生産緑地の決定告示から30年経過後、買取申出をし行為制限を解除した農地の納税猶予はどのようになりますか。	納税猶予中の農地を買取り申出すると納税猶予は打ち切ります。 特定生産緑地に指定せず、生産緑地のまま保全する場合は、現世代に限り納税猶予が継続されます。 ただし、次に相続が発生した際に、相続税の納税猶予を受けることは出来ません。	公園緑地課 農業委員会
9	特定 生産緑地	税関係	生産緑地の決定又は特定生産緑地の指定を受けた場合、3年ごとに納税猶予の継続届出が必要ですか。 また、連絡等はあるのでしょうか。	税務署へ納税猶予に係る書類（継続届出書）を提出する必要があります。 なお、その手続きに関する連絡は税務署からあります。	農業委員会 税務署
10	特定 生産緑地	通知	特定生産緑地に指定してから更に10年が経過するときは、市役所から連絡等はあるのでしょうか。	特定生産緑地指定から10年を経過する2～3年前に、市から案内を郵送する予定です。	公園緑地課
11	特定 生産緑地	通知	今後、特定生産緑地制度に関する説明会が開催される際には、案内等の通知はくるのでしょうか。	はい、案内します。 今後、特定生産緑地の指定手続に係る説明会を予定しています。その際、生産緑地所有者宛に案内文を郵送する予定です。	公園緑地課
12	特定 生産緑地	買取申出	特定生産緑地の指定を受けた場合、老齢や身体的衰退を理由に買取申出をすることができますか。	身体上の故障（病気・怪我等）を理由に買取り申出を行う場合、農業の継続が不可能であることを証明する書類が必要となります。（医師の診断書、施設の入所証明書など）	公園緑地課
13	生産緑地	制度	主たる農業従事者とは、農地を所有している本人のことでしょうか。	農地台帳に名前が記載されており、かつ、その農地における農業の中心的な担い手、経営者であることが主たる農業従事者の条件となっており、必ずその農地を所有している方とは限りません。	農業委員会

特定生産緑地制度のよくある質問とその回答（FAQ:2019年4月現在）

番号	分類	要点	質問内容	回答（市川市）	担当部署
14	生産緑地	買取申出	生産緑地の買取申出は市へ行くと聞きましたが、市が買い取ることは多いのでしょうか。市が買い取らない場合についても教えてください。	<p>予算や事業計画の関係で、市が買い取れないケースがほとんどです。</p> <p>（市が買い取る場合） 市が不動産鑑定を行い、その価格で用地取得の協議をさせていただきます。</p> <p>（市が買い取らない場合） まず、市の内部で照会を行い、市が買い取らない場合には、更に、農業従事者等へ斡旋を行います。斡旋が不調に終わり、買取申出から3ヶ月経過することで行為制限が解除されます。</p>	公園緑地課
15	都市農地貸借法	制度	都市農地貸借法における「自ら耕作する方へ貸す」場合、借り手は親族でもいいのでしょうか。	都市農地貸借法において「自ら耕作する方へ貸す」場合は、借り手が作成した事業計画が市に認定される必要があります。借り手が土地所有者の親族であっても差し支えはありません。	農業振興課 （旧農政課）
16	都市農地貸借法	制度	借り手は所有者が探すのでしょうか。	都市農地の借り手は所有者に探して頂くこととなりますが、農業委員会、農業振興課（旧農政課）までご相談ください。	農業振興課 （旧農政課） 農業委員会
17	都市農地貸借法	制度	都市農地貸借法を利用し、農業従事者が故障・死亡した場合には買取申出はできるのでしょうか。また、貸出人も買取申出はできるのでしょうか。	<p>生産緑地の主たる農業従事者が故障・死亡した場合には買取申出を行うことができます。</p> <p>貸出人の方が故障・死亡した場合に買取申出を行うためには、借り手が一年間に従事した日数の一割以上従事している必要があります。従事内容の詳細については、農業振興課（旧農政課）または農業委員会までご相談ください。</p> <p>【問い合わせ先】 農業振興課（旧農政課）： 047-711-1141 農業委員会事務局： 047-712-5063</p>	公園緑地課 農業振興課 （旧農政課） 農業委員会